

中山間地域等総合対策検討会設置要領

下線部は、今回改正点

平成12年 3 月24日

〔一部改正 平成12年12月19日〕
〔一部改正 平成16年 2 月12日〕

農林水産省農村振興局

1 目的

平成12年度から実施する中山間地域等への直接支払いについては、広く国民一般の理解を求めることが必要であり、制度導入後も中立的な第三者機関を設置し、実行状況の点検、事業効果の評価等を行うこととしているところである。

また、中山間地域等の振興を総合的・計画的に図る観点から中山間地域等総合振興対策を実施することとしており、中立的な第三者機関を設置し、国が策定する中山間地域等総合振興方針や都道府県が策定する地域別振興アクションプランについての意見の聴取や対策の評価等を行うこととしているところである。

このため、上記対策に係る事務を行う中立的な第三者機関として「中山間地域等総合対策検討会」を設置し、実行状況の点検、事業効果の評価等について意見の聴取等を行うものとする。

2 会議の招集

会議は、農林水産省農村振興局長が招集する。

3 構成員

(1) 構成員は、別紙のとおりとする。

(2) 座長は、構成員のうち委員（特別委員及び専門委員を除く。）の互選により選任する。

(3) 座長は、必要に応じ座長代理を指名することができる。

(4) 委員（特別委員及び専門委員を含む。）の代理出席は、原則として認めない。ただし、農村振興局長の了解を得た場合にはこの限りでない。

4 意見の開陳

- (1) 特別委員は、農林水産省農村振興局長又は座長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (2) 専門委員は、農林水産省農村振興局長又は座長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (3) 農村振興局長又は座長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

5 議事

- (1) 検討会においては、次に掲げる事項を検討することとする。
 - 中山間地域等直接支払制度に係る事項
 - ア 実行状況の点検及び事業効果の評価
 - イ 都道府県の特認基準の調整等
 - 中山間地域等総合振興対策に係る事項
 - ア 国が策定する中山間地域等総合振興方針、都道府県が策定する地域別振興アクションプランに関する意見聴取
 - イ 対策の評価等
- (2) 議事は、出席委員（特別委員及び専門委員含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

6 公開

- (1) 検討会は公開とする。ただし、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、検討会に諮って、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。

7 庶務

会議に係る庶務は、農村振興局地域振興課において処理する。

附 則

この要領は、平成17年3月31日限りその効力を失う。

(別紙)

中山間地域等総合対策検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員

おだぎり とくみ
小田切 徳美 東京大学大学院農学生命科学研究科助教授

かしわざい まさゆき
柏 雅之 茨城大学農学部教授

さとう ようへい
佐藤 洋平 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

ないとう ひでよ
内藤 英代 消費科学連合会企画委員

はっとり しんじ
服部 信司 東洋大学経済学部教授

まつだ そのこ
松田 苑子 淑徳大学社会学部教授

むらた やすお
村田 泰夫 (株)朝日新聞社編集委員

もりとも ゆういち
守友 裕一 福島大学経済学部教授

特別委員

さわい やすお
澤井 安勇 総合研究開発機構(NIRA)理事

しみず てるこ
清水 照子 農業者(農事組合法人三ツ和農産)

のなか かずお
野中 和雄 (独)水資源機構副理事長

専門委員

ちい あきお
地井 昭夫 広島大学教育学部教授

ながた しん
永田 信 東京大学大学院農学生命科学研究科教授